

## 今後の感染拡大防止対策等について

### 1 基本的な考え方

- 市内では、変異株の影響もあり、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が25人を超え、幅広い世代への感染の広がりが見られるほか、感染経路が不明な感染者が増加しており、市中感染が拡大している状況にある。
- 市中感染が広がると、施設や医療機関へウイルスが持ち込まれる可能性が上昇し、更なる集団感染の増加や病床のひっ迫を招く。
- 直近の新規感染者の傾向として、「飲食の場面」や「人が集まる場」に関する事例が増加傾向にあることから、これらの場面に、より強い対策を講じることで、感染拡大を防止していく必要がある。
- こうした状況を踏まえ、人の移動が活発になる大型連休を控えるこの時期に、時短なども含めた、人と人の接触を減らすための強い措置を講じていくことで感染拡大を抑え込み、安心してワクチン接種を受けられる環境を整備していく。

### 2 今後の感染拡大防止対策等

#### (1) 情報提供・共有

- 市民や事業者の皆さんに以下について呼び掛ける。

#### <感染防止行動に関すること>

- ・不要不急の外出や市外との不要不急の往来を控えること。[新規]
- ・体調が悪いときには、外出を控えること。
- ・体調が悪いときには、かかりつけ医や#7119に速やかに電話し、早期受診すること。
- ・重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底すること。
- ・人との距離をとるなど「3密」を回避する行動を徹底すること。
- ・休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底すること。
- ・多数の者が利用する施設においては、業種別ガイドライン等の感染防止対策を徹底すること。
- ・マスク着用時にも大きな声での会話は控えるよう徹底すること。
- ・こまめに、十分な量のアルコール等での手指消毒を徹底すること。
- ・ドアノブなど共通で触れる部分の消毒を徹底すること。

< 飲食に関すること >

- ・市内の飲食店等の利用は、21時から翌日5時まで控えること。[新規]
- ・できる限り同居していない方との飲食は控えること。[新規]
- ・飲食時でも会話の時はマスクを着用する「黙食」の実践すること。

< ゴールデンウィークに関すること >

【移動の場面では】

- ・「3つの場面（外出・飲食・職場）」における感染防止行動の実践を特に徹底すること。
- ・旅行を控える、あるいは旅行の延期を検討すること。

【花見の場面では】

- ・混雑する場所を避け宴会を控えること。

○感染拡大防止策・差別偏見防止に関する啓発を実施する。

- ・区役所窓口において、市外転入者に対し、感染防止に関する注意喚起
- ・地下鉄車内に感染防止啓発ポスターを掲出
- ・市公式ホームページ、ツイッター、広報さっぽろによる感染防止の啓発

## (2) まん延防止

### ①市有施設関係

○市内の人流抑制及び感染拡大防止のため、市有施設について、これまで実施してきた利用人数の制限や飲食の制限に加えて、一部利用制限を拡大する。[新規]

< 利用制限事例 >

- ・市有施設の18時以降(貸室等における夜間区分を含む)の利用休止
- ・官主催（市主催・指定管理主催など）の参加者が特定できない集客イベントの延期等を実施する。
- ・市有施設の利用について入場制限等を拡大する。
- ・学校施設開放を休止する。

○花見客が多い公園では、以下について注意看板等により呼び掛ける。

- ・公園での宴会はやめましょう
- ・飲食は少人数、短時間で
- ・大声は出さず、会話はマスク着用
- ・混雑する時間、場所は避けて
- ・人との間隔は十分に確保

○国土交通省（札幌河川事務所）と連携し、豊平川河川敷におけるバーベキューの利用を中止する。

## ②イベント関係

○参加者が特定できない市主催のイベントは原則、延期あるいは縮小する。[新規]

## ③飲食店関係

○市内の飲食店、カラオケ店等に対し、5月11日（火）まで、営業を21時から午前5時まででは控えることとする北海道の要請について、協力していただく事業者への支援金に係る支給事務等を実施する。[新規]

○すすきの地区において「接待を伴う飲食店における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づく感染症対策を実践する店舗への支援を実施する。

○すすきの地区の事業者を対象とした感染予防対策の啓発を実施する。

○すすきの観光協会と連携し、PCR検査の受検勧奨や感染症対策の優良事例などを掲載した「ススキノかわら版」を発行する。

## ④事業者関係

○ 経済関係団体を通じて、市内の事業者に対し、以下について周知する。[新規]

- ・経済団体と連携し、テレワークや時差出勤などについてより一層の徹底を図る（目標：6割の実施）
- ・懇親会等の自粛、4人以下でのマスク会食の徹底
- ・カラオケ設備の利用自粛
- ・小売事業者の店内の混雑を招く広告の発行等の自粛

- テレワークの導入に係る経費の補助や「札幌市テレワーク推進サポートセンター」の開設により、市内企業等のテレワークを推進する。
- コールセンター事業者にアルコール消毒液等の購入費用の助成を実施する。

#### ⑤学校関係等

- 市内の大学・短期大学に対し、感染防止対策の徹底や部活動の原則休止等の要請を行う。[新規]
- 市内の大学・短期大学に対し、web会議により、感染症への注意喚起と大学の取り組みに関する意見交換を実施する[新規]
- 市立の中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校における部活動を原則休止とする。[新規]

#### ⑥クラスター対策

- 医師・看護師を対象に福祉施設におけるクラスター発生時の対策をテーマとしたオンライン研修会を実施する。
- 療養病床を持つ病院に加え、精神科を有する病院、透析を実施している病院を対象に、従事者等に対する定期的なスクリーニング検査を実施する。
- 重症化リスクの高い高齢者等が入所している福祉施設や医療機関などを対象に、施設の従事者等に対する定期的なスクリーニング検査を実施する。

### (3) 医療・検査関係

- 市内医療機関と連携して、夜間や休日における患者受入体制の整備を進める。
- PCR検査センターの検査枠を拡大や発熱外来医療機関へ、対象を限定しない積極的な検査の実施について依頼
- 医療機関の協力のもと保健所に配置した医療ソーシャルワーカーを通じた受入医療機関と後方支援病院間の転院調整等の支援を実施する。
- 介護等が必要な陽性患者の入院受入体制の整備を進める。

### (4) 経済・雇用対策

- 離職等を余儀なくされた方に対し、給付金付きの研修や実習を通じて再就職の支援を実施する。

- 営業時間短縮や外出や市外との往来自粛の要請等による影響を受けた市内事業者の支援を実施する。
- 就業サポートセンター内に学生サポートデスクを開設し、アルバイト収入が減少した学生への支援を実施する。

#### (5) 偏見・差別等の対応

- 日本ハムファイターズと連携し、札幌ドームでの公式試合の大型ビジョンやチカホにて、差別・偏見防止の啓発動画の放映及び本庁舎、区役所、チカホなどにファイターズ戦士の啓発ポスターを掲出
- 私立保育所等、市内 511 か所の施設において、医療従事者等への差別・偏見防止啓発ポスターを掲出

## 市内大学・短期大学への新型コロナウイルス感染防止対策に係る要請について

### 1 目的

札幌市内での新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、人の動きが活発化するゴールデンウィークを迎える前に、市内の大学・短期大学に対して、感染対策に係る要請を行うもの。

### 2 要請内容

**【大学・短期大学に対応していただくこと】**（準備期間を踏まえ順次実施）

- ・学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底すること
  - ・部活動について、学校が必要と判断する場合（※）を除き、原則休止を要請すること
- ※具体的には、十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習について、学校が必要と判断した場合
- ・オンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避すること

**【学生に呼び掛けていただくこと】**

- ・札幌市内においては、不要不急の外出を控えること
  - ・札幌市との不要不急の往来を控えること
- ※具体的には、医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出や往来を控えてください
- ・札幌市内においては、できる限り同居していない方との飲食は控えること

### 3 要請日

令和3年4月23日（金）

### 4 要請大学・短期大学

市内18大学・7短期大学

### 5 今後の対応

4月26日（月）に札幌圏大学連携ネットワーク会議を開催し、感染状況に関する情報提供や大学・短期大学における感染症対策等の意見交換を行う予定。

## 営業時間の短縮要請に応じる飲食店への協力支援金について

### 1 要請の趣旨

札幌市内の感染状況は、感染力が強いとされる変異株による感染が増加するとともに、新規感染者数や入院患者数が増加し、医療提供体制への負担も増している。今後、大型連休を迎え人の移動や飲食機会が増加することを踏まえ、感染が急激に拡大することを回避するため、市内全飲食店に対し営業時間短縮要請を行う。

### 2 要請の概要

#### (1) 要請期間

○令和3年4月27日(火)から令和3年5月11日(火)まで (15日間)

#### (2) 対象施設

○札幌市内の飲食店・カラオケ店

#### (3) 要請内容

○営業時間の短縮

- 営業時間は「午前5時から午後9時」まで
- 酒類提供は「午前5時から午後8時」まで

○業種別ガイドラインの遵守

#### (4) 協力支援金

○支援金額/1店舗1日当たり

- 中小企業⇒2万5千円から7万5千円  
(前年度または前々年度売上高の3割をもとに計算)
- 大企業 ⇒20万円または前年度もしくは前々年度売上高の3割が上限  
(前年度または前々年度と今年度を比較した売上高の減少額の4割をもとに計算)  
※中小企業は、大企業と同じ計算方法も選択可  
※支援金対象期間を通じて要請に応じることが要件

○支援金対象期間

原則、令和3年4月27日(火)から令和3年5月11日(火)まで

(遅くとも、令和3年4月29日(木)から要請にご協力いただくことが必要)

#### (5) 事業費

約55億3,100万円

〔うち支援金 53億6,400万円〕  
〔事務費 1億6,700万円〕

※財源については、全額、国と道が負担

## 経済団体と連携した出勤者数削減の取組について

### 1 目的

感染拡大防止に向けて、市内事業者におけるテレワークや時差出勤等の出勤者数削減に資する取組をさらに進めるため、事業者ベースの実施目標を掲げ、集中的に実施する。

### 2 取組内容

北海道と連携し、目標値を設定したうえで、経済団体を通じ、市内事業者に対し、出勤者数削減の取組を要請する。

### 3 要請内容

出勤者数削減に向けて、下記の取組を一つ以上実施する。

- |                              |            |
|------------------------------|------------|
| ○テレワーク（在宅勤務、サテライト勤務、モバイルワーク） | ○時差出勤      |
| ○フレックスタイム                    | ○ローテーション勤務 |
| ○休暇の取得推進                     |            |
| ○その他出勤者数削減につながる取組            |            |

### 4 取組期間

令和3年4月24日（土）から5月11日（火）まで

### 5 取組目標

取組を実施した企業6割

### 6 要請団体

- ・北海道経済連合会
- ・北海道経済同友会
- ・北海道商工会議所連合会
- ・北海道商工会連合会
- ・北海道中小企業家同友会
- ・北海道観光振興機構
- ・北海道中小企業団体中央会